

役員規則(会長部分のみ)

会長

(会長職設置)

第1条 定款第 24 条第 2 項及び第 3 項により代表理事として会長職を置く。

(会長の資格)

第2条 本連盟に 10 年以上在籍する会員であり、この間に戒告を超える処分を受けていない者とする。

2 年齢は定款第 26 条より 19 歳より 80 歳までのものとし、任期は 1 期 2 年、2 期までとする。ただし、80 歳を超えた場合新しい任期に入る事が出来ない。また第 29 条の制限に縛られる。

3 会長は会員を 3 グループに分け、同一グループから連続して会長を選出する事は出来ない。

4 グループ分けは警察 OB、教員及びその OB、その他(一般)とする。

- ① 警察OB: 警察官として退職時までの間に 20 年以上勤務した者
- ② 教員及びそのOB: 教員現役、若しくは教員として退職までの間に 20 年以上勤務した者
- ③ その他(一般): 上記①、②に属さない者

(会長の選出、選任及び解任)

第3条 会長は総会において直接選出、選任する。

2 選出方法は役員選出方法による

3 解任は定款 30 条により総会の決議により解任する事が出来る

(会長の職務及び権限)

第4条 会長は定款第 27 条及び同第 2 項によりこの連盟を代表し、その業務を執行する。

2 新規に会長に就任、若しくは会長職第 2 期に入る際は、副会長、専務理事、常務

理事、理事、委員、事務局長を選出し、必要な手続きと理事会の承認を得て、任命・業務委嘱が出来る。

3 総会、常任理事会、理事会を招集し、その議長を担当する。

4 日常的に発生する事項、及び通年の行事予定に掲載された事業に於いて必要とされる業務の決定が出来る。但し、各委員会や他の幹部会議に属する役員に委嘱された事業については、その業務細則に従う。

5 幹部会議において議長を担当し、幹部会議メンバー間の活発な意見交換を図り、意見を傾聴し、必要な議論のまとめを行う。

6 新規の事業、定款や細則等がない事項については理事会に諮り、決定を受ける。

7 理事会等の決定が必要な事項について緊急性がある事項の場合は監事の了解を得て、緊急事例として臨時に決定する事が出来る。その後、速やかに臨時理事会若しくは定期の理事会に於いて決議を受ける。